

公開草案に対するコメントの公表

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

- 実務対応報告公開草案第 10 号「外貨建転換社債型新株予約権付社債の発行者側の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」(平成 15 年 7 月 23 日公表)

2. コメント募集期間

- 平成 15 年 7 月 23 日～平成 15 年 8 月 15 日

3. 最終公表物の名称及び公表時期

- 実務対応報告第 11 号「外貨建転換社債型新株予約権付社債の発行者側の会計処理に関する実務上の取扱い」(平成 15 年 9 月 22 日公表)

4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団体名
CL1	全国銀行協会

[個人 (敬称略)]

	名前・所属等 (記載のあるもののみ)	
CL2	高木 知明	高木証券株式会社
CL3	波多野 直子	朝日監査法人

5. 主なコメントの概要とそれらに対する対応

- 以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会のそれらに対する対応です。
- 以下のコメントの概要は主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。
- 以下のコメントの概要には、文章表現に関するものについては、記載していません。

論点の項目	論点の内容とコメントの概要	コメントへの対応
適用範囲	<p>論点：取扱いの範囲</p> <p>コメント：</p> <p>1 会計処理方法間の比較を容易にすべく、区分法適用時の取扱いについても明示すべきである。また、転換社債型以外の外貨建新株予約権付社債も検討の対象とし、外貨建新株予約権付社債全体の体系的な取扱いを示すべきである。（波多野氏）</p>	<p>いずれも、現時点においては、実務上の必要性に乏しいものと思われることから、取扱いの範囲については、現状どおりとした。</p> <p>（区分法適用時の取扱い等については、実務上の必要性に乏しいことに加え、換算方法の他、会計処理に関する整合的な検討が広く必要となることから、今回は検討の対象としないこととした。）</p>
換算方法	<p>論点：円換算の処理</p> <p>コメント：</p> <p>2 社債は時価評価、為替は決算時レートにて換算し、負債価値を認識する方が一貫性があると思われる。（高木氏）</p> <p>3 発行時の換算について、「振当処理を採用している場合」とされているが、これは、既存の外貨建転換社債について発行による外貨入金額に為替予約を付す方針を採用している場合などにおいて、その継続適用を前提としているのか。（波多野氏）</p>	<p>会計処理については、現状の定め(実務対応報告第1号)により対応することとしている。また、換算の考え方については、新株予約権付社債制度の創設によっても、その考え方を変更するほどの法律上の改正はないものと解されるため、従来の外貨建転換社債の換算方法を踏襲することが妥当であると考えられる。よって、現状どおりとした。</p> <p>従来の外貨建転換社債の換算を扱っている外貨建実務指針第20項における表現と同様としているものである。よって、現状どおりとした。</p>

論点の項目	論点の内容とコメントの概要	コメントへの対応
会計処理	<p>4 商法上、それが容認されるかどうかについては議論の余地があるが、新株予約権付社債の商品設計上、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額が外貨によって設定される場合には、決算時及び新株予約権行使時における為替相場による換算（CR 法）を認める旨を明示すべきである。（全銀協）</p> <p>5 適用時期については、「公表日以後に終了する中間会計期間又は事業年度から適用する」とされているが、公表日前に行われた処理の修正を強制するものではない旨を追加的に明示すべきである。（波多野氏）</p>	<p>現時点においては、そのような商品設計による発行は見られず、今回の議論の対象とすることは適切でないと考えられる。また、今後新たな商品が発行された場合には、必要に応じて検討を行うこととしている。よって、現状どおりとした。</p> <p>公表日前に本公開草案と異なる処理が行われている可能性は極めて少ないため、現状どおりとした。</p>